平成２１年（フ）第１５７０号
京都府京田辺市河原神谷８番地の11―406号
債務者　川畑　誠一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２７号
京都府城陽市市辺城下５番地の21
債務者　田島　将臣
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５２号
京都市左京区上高野大塚町６番地29
債務者　近藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
京都市中京区西ノ京原町56番地　ピノハウス105号
債務者　野村　一夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２８号
京都市左京区高野蓼原町78番地
債務者　竹野　照子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２９号
京都市左京区高野蓼原町78番地
債務者　竹野　信子（旧姓板井）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５５号
京都市伏見区小栗栖森本町20番地129　アドバンス１―202号
債務者　中本　夕香
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
兵庫県小野市上本町214番地の11
債務者　藤井　静江（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２４９号
香川県高松市屋島西町2301番地１　バリュージュグリーンＣ101
債務者　山名　文子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５０号
香川県高松市新北町29番５　シーサイドハイツ松井102号
債務者　山名　太一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２５１号
香川県高松市屋島西町2274番地15　アルファシティ屋島参番館202号
債務者　山名　広太
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３０１号
香川県木田郡三木町大字池戸3032番地　公営住宅砂入団地第２―42号
債務者　串田　武一（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５５号
香川県高松市屋島西町2312番地屋島西団地８棟203号
債務者　香西八重子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３５７号
香川県小豆郡土庄町大部甲1573番地
債務者　川上まみる
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７６号
香川県高松市香南町由佐113番地１いわき病院２病棟
債務者　**達**摩　佳弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４１号
佐賀県多久市東多久町大字別府4647番地４
債務者　山口　道子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
佐賀県佐賀市神野西４丁目５番22号
債務者　武宮由美子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
佐賀県佐賀市川副町大字南里1206番地２
債務者　友田真由美（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係